

他府県の「基本要件」の設定基準

項目		神奈川県	京都府	大分県	埼玉県	鳥取県（案）	三重県（案）
活動地域		県内で活動する特定非営利活動法人であること。	府内に事務所を有していること。	県内に主たる事務所がある特定非営利活動法人	県内に主たる事務所があり、県内で活動の実績を有していること。	県内に事務所を有し、かつ鳥取県内で活動するNPO法人	県内に主たる事務所を有するNPO法人で、県税と消費税及地方消費税に未納がない者
②共益的活動が50%未満	下記の共益的な活動の割合が50%未満であること 1 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 2 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 3 特定の著作物又は特定の者に関する活動 4 特定の者の意に反した活動		○	○	○		○
③運営組織及び経理が適切	組織 1 役員の数うち次に掲げる者の数の割合が1/3以下であること (1) 役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者等 2 各社員の表決権が平等であること	○	○	○	○		○
	経理 1 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人に準じた帳簿等を保存していること 2 不適正な経理が行われていないこと	○	○	○	○		○
④活動内容が適切	1 宗教活動、政治活動等を行っていない	○	○	○	○		○
	2 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えていない、及び営利を目的とした事業者等に寄附を行っていない	○	○	○	○		○
	3 総事業費のうち、特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上である		○	○	○		○
	4 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てている		○	○	○		○
⑤情報公開が適切	事業報告書等、役員名簿及び定款等について、閲覧の請求があった場合に、事務所において閲覧させること	○ ※インターネットにより公表	○ ※インターネットにより公表	○	○ ※インターネットにより公表	○	○
⑥事業報告書を提出	各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること	○	○	○	○		○
⑦法令違反がない	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	○	○	○	○	○	○
⑧設立から1年超え	認定又は仮認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	○	○2年以上の活動の実績がある。	○	○	○2事業年度の活動実績がある。	○ 設立の日から1年を超え、かつ2事業年度の実績
⑨欠格事由に該当なし	1 役員のうち、次に該当する者があるもの (1) 指定を取り消された法人の理事でその取消の日から5年を経過しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者 (3) NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者 (4) 暴力団の構成員等 2 指定の取消の日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分を受けている、処分の終了の日から3年を経過しない法人 5 国税に係る重加算税等を課されてから3年を経過しない法人 6 暴力団、又は暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	○	○	○	○		
指定の有効期間		指定期間5年（更新申請あり）	指定期間5年（継続申請あり）	指定期間5年（更新申請あり）	指定期間5年（更新申請あり）	指定期間5年（更新申請あり）	指定期間5年
第三者審査会		神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会		なし	審査会	三重県NPO法人条例指定審査会
縦覧期間		縦覧期間 1月	なし		なし		
実績判定期間					5年（初回指定2年）		
市町村との関係			地域を管轄する市町村の長に対し意見聴取可				

